

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年3月14日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	箱根町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 独自利用事務の対象者	障害者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年9月28日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 箱根町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年箱根町条例第20号)別表第1 町長の項 箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	箱根町重度障害者医療費助成要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進を図ることを目的)とする。	第1条 この要綱は、(重度障害者)の保健の向上と(福祉の増進を図るため)、重度障害者が療養の給付を受けた場合にその医療費を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		箱根町重度障害者医療費助成要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	箱根町重度障害者医療費助成要綱第5条及び第9条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	箱根町重度障害者医療費助成要綱第5条の重度障害者医療費の助成に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号イ	箱根町重度障害者医療費助成要綱第4条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--